

働き方改革推進企業等応援資金

【融資対象(3)は知事認定要】

融資対象

次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた者
- ② 「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた者
- ③ 「なら女性活躍推進倶楽部会員」の登録を受けた者
- ④ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定(くるみん認定)を受けた者
- ⑤ 「女性活躍推進法」に基づく認定(えるぼし認定)を受けた者
- ⑥ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)を受けた者

(2) 賃上げを実施し、所得拡大促進税制の適用を受けた者

(3) 県内で職場環境及び福利厚生の実施を図る施設・設備の整備を行う者であって、知事の認定を受けたもの

資金使途 (注)	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	5,000 万円	7年 (1年) 以内	金融機関所定

保証料率(年)

0.0% (奈良県が全額負担)

取扱金融機関(順不同)

商工組合中央金庫奈良支店、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、第三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合

担保及び保証人

- ・奈良県信用保証協会の保証が必要
- ・担保は必要に応じて提供
- ・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

備考

＜融資対象(3)の知事認定のお問い合わせ先＞

- ・雇用政策課(電話0742-27-8812)

(注) 融資対象(3)の資金使途について、

- ① 運転のみの利用不可
- ② 運転は運設を設備と運転に分割して借入する場合適用

※借換不可